

災害用指定井戸

災害が発生し、断水した際は井戸所有者の協力を得て、市内各地の災害用指定井戸が利用できます。

なお、井戸水は生活用水として利用するためのもので、飲用ではありません。(井戸の位置は本誌32ページ以降の防災マップで示しています)



助成制度

防災に関係するものとして、新座市には下記のような助成制度があります。

- 耐震診断・耐震改修助成制度**
 問合せ／建築審査課(048-477-4519)
 昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅の耐震診断、耐震改修及び建て替えを行う方に、費用の一部を助成します。また、分譲マンションへの耐震診断及び耐震改修の助成も行います。
- ブロック塀等撤去・築造工事助成制度**
 問合せ／建築審査課(048-477-4309)
 登録業者に依頼して市内の公共施設や公道等に面する高さが1.2mを超えるブロック塀等の撤去に関する工事を行う方に、費用の一部を助成します。
- 耐震シェルター・防災ベッド助成制度**
 問合せ／建築審査課(048-477-4519)
 65歳以上の方、障がいのある方などが同居する住宅で、耐震シェルター・防災ベッドを設置する方に、費用の一部を助成します。
- 被災住宅復旧修繕補助制度**
 問合せ／建築審査課(048-477-4519)
 自然災害により浸水被害を受けた個人住宅の復旧修繕工事を行う方に、費用の一部を補助する制度を実施しています。
- 止水板等設置費補助金**
 問合せ／道路管理課(048-477-4596)
 浸水被害の軽減のため、止水板等を設置する方に設置費用の一部を補助します。

防災備蓄倉庫及び備蓄品の整備

非常食や毛布、簡易トイレなどを備えた防災倉庫を指定緊急避難場所及び指定避難所等に設置し、それらを災害時に使用できるよう定期的に点検を行っています。

また、新座市で備蓄するには保管スペースに限りがあるため、自助として予め各家庭で備蓄しておくことが重要です。それぞれの家庭の状況に合わせて必要なものの備蓄をお願いします。



[市の備蓄状況]
 新座市内46か所の合計の防災備蓄状況をお示ししています。
<https://www.city.niiza.lg.jp/site/bousai/zentai-bichiku.html>



土のうステーション

市では以下5か所に土のうステーションを設置しております。大雨の際には自由に土のうを使用してください。使用後は、各自で処分してください。

- [設置場所]
- 大和田分署 ●新座消防署 ●下東公園
 - 野寺四丁目児童遊園
 - 石神四丁目7番地(東久留米志木線の歩道の上)



[土のうステーション一覧]
<https://www.city.niiza.lg.jp/site/bousai/donou-station.html>



被災者に対する支援制度

東日本大震災や熊本地震といった大災害に被災したあと、「生活費」「ローン返済」「賃貸借トラブル」「公共料金や保険料の支払い」などの問題が発生することも想定されます。

これらに備えるため、被災後の支援制度を知っておくことが大切です。

支援制度の手続の前に・・・

制度の運用を受けるには、書類の提出や、被害の程度の確認・記録等が求められる場合があります。以下の点について、できるだけ早めのご対応をお勧めします。

- 被害の状況を記録する**
 罹災証明書・罹災届出証明書の交付申請や各種損害保険等への保険金請求などに必要です。水害の場合、どこまで浸水をしたかがわかる箇所、台風や地震の場合、壊れた箇所等をカメラや携帯電話で撮影しておきましょう。
- 罹災証明書・罹災届出証明書の交付申請を行う**
 住家が被災されたことを証明する「罹災証明書」は各種被災者支援の申請に必要になります。大規模災害の場合、発行までに1ヶ月以上かかる場合もありますので、早めの手続をお勧めします。

罹災証明書

災害対策基本法に基づき、防風、豪雨、地震等自然災害による住家(実際に居住のために使用している建物)の被害があり、被災した方からの申請があった場合に、被害の程度を認定し、発行するものです。罹災証明書は、各種被災者支援の申請に必要となる場合があります。

問合せ／危機管理室(048-477-2502)

災害弔慰金・災害障がい見舞金

災害により死亡した方のご遺族に対して、「災害弔慰金」が支給されます。また、災害により著しい精神的・身体的障がいを受けた方には「災害障がい見舞金」が支給されます。 ※災害の規模によって対象にならない場合があります。

問合せ／福祉政策課(048-424-4693)

税の減免・猶予等

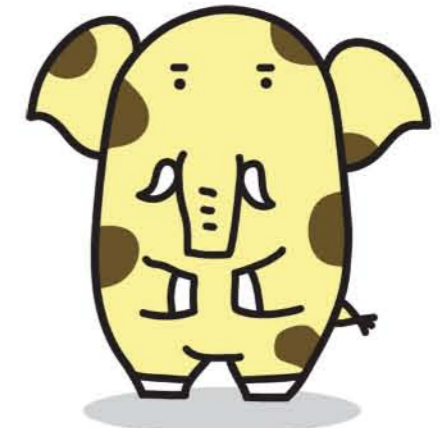
災害等により財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方について、税の減免や徴収を猶予する制度があります。

問合せ／課税課(個人市民税：048-423-9200)
 (固定資産税：048-424-5521)
 納税課(048-477-1852)
 国保年金課(048-424-4867)

埼玉県市町村被災者安心支援制度や住家の応急修理など、その他の被災者支援制度については、以下のページからご確認ください。



<https://www.city.niiza.lg.jp/site/bousai/hisaisyashienseido.html>



新座市イメージキャラクター ゾウキリン